

ごみ処理基本計画 概要版

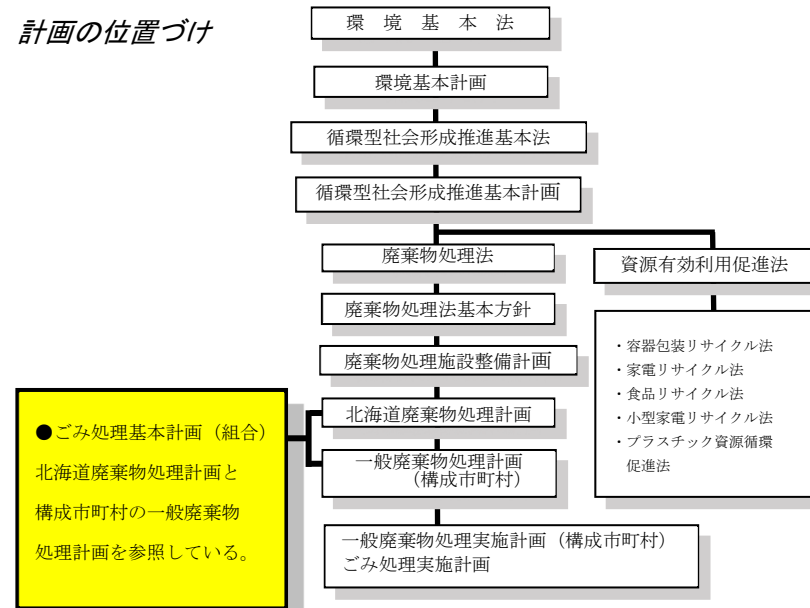
十勝圏複合事務組合

第1章 計画の趣旨等

国の廃棄物処理基本方針や北海道の廃棄物処理計画等に即して、十勝圏複合事務組合の共同処理区域内における適正処理・環境保全・住民サービスの向上を前提とした効果的かつ効率的なごみ処理体系を定めるために、平成4年4月に「ごみ処理基本計画」を策定。

その後、構成市町村の計画との整合を図りながら適時見直しを行ってきたが、令和7年度をもって現在の計画期間が終了となることから、令和8年度から令和17年度までの10年間にに向けて改訂するもの。

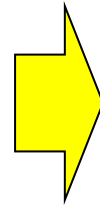
計画の位置づけ



●ごみ処理基本計画(組合)
北海道廃棄物処理計画と
構成市町村の一般廃棄物
処理計画を参照している。

第2章 国、北海道の動向

- ▶ 国の動向
 - ・廃棄物処理法の基本方針の変更
 - ・廃棄物処理施設整備計画の改訂
 - ・災害廃棄物対策指針の改訂
- ▶ 北海道の動向
 - ・第6次北海道廃棄物処理計画の策定



- 循環型社会への転換
- 廃棄物分野における脱炭素化の推進
- 廃棄物施設の広域化・集約化の推進
- 熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化
- 災害対策の強化

第3章 ごみ処理の現状と課題

- ▶ くりりんセンター(中間処理施設)
平成8年10月供用開始。施設の老朽化に対応するため令和10年度から新施設の供用を開始する予定。国が進める循環型社会の形成や低炭素社会の実現、焼却エネルギーの回収・活用など、ごみ処理を取り巻く環境の変化に適切に対応する必要がある。
- ▶ うめ〜るセンター美加登(最終処分場)
平成23年4月供用開始。くりりんセンターの焼却残渣と不燃物等の埋立処分を行っている。埋立量の実績が計画値を下回っているため、令和17年度まで埋立期間を延長し施設の有効利用を図る。埋立期間終了後の管理方法とともに、次期施設の検討が必要。
- ▶ 十勝リサイクルプラザ
平成15年4月供用開始。ペットボトル・プラスチック製容器包装・ガラスびん・スチール缶等の資源ごみのリサイクルを目的に、組合が出資する第三セクターが運転管理。計画的に設備更新を進めており、引き続き構成市町村と連携して資源ごみ残渣減少への取り組みを進める。
- ▶ ごみ処理の課題
新たな中間処理施設への移行に合わせて、令和10年度から現在未加入の4町が加入し、焼却処理については十勝管内全19市町村による共同処理の体制が整う。
構成市町村と連携を図りながら、製品プラスチック分別収集、再商品化に伴う受け入れ態勢の対応が必要。

第4章 ごみ量等の推計

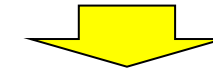
- ▶ リサイクルの推進や人口減少等に伴い十勝全域において、いずれの市町村も、ごみ発生量・排出量はゆるやかながら減少していく見通し。
- ▶ ごみ排出量の減少に伴い中間処理後の埋立処分量も減少しており、最終処分場の埋立実績が計画を下回っていることから、施設の使用期間を令和17年度まで延長。

第5章 共同処理の広域化

- ▶ 国
「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年5月)
「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(平成31年3月)
「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(令和6年3月)
最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、高度な環境保全対策の必要性等の課題に対応するため、ごみ処理の広域化が必要と位置付け。
- ▶ 北海道
「ごみ処理の広域化計画」(平成9年12月)
「北海道ごみ処理広域化・処理施設集約化計画」(令和4年7月)
全道を広域のブロックに区割りし、ごみ処理の広域化・処理施設の集約化を推進。
- ▶ 組合
平成4年4月に6市町村(当時の構成市町村)の共同処理の計画として「ごみ処理基本計画」を策定。平成9年の北海道の広域化計画を受けて、十勝を1ブロックとして広域化を推進。令和10年4月から可燃ごみについては全19市町村での共同処理を実施。

第6章 ごみ処理施設等の整備

中間処理施設及び最終処分場とともに、計画段階から供用開始まで、一般的に8~10年程度の期間が必要なため、適期に事業に着手する必要がある。



- ▶ 「中間処理施設」
くりりんセンターは平成8年10月の供用開始から令和8年度で30年を超えて、ライフサイクルコストや施設機能等の面から比較検討を行った結果、新施設を整備するものとして取りまとめた。
建設地については、ごみの運搬に要する距離、十勝リサイクルプラザとの位置関係、防災上の対策、周辺の生活環境などから総合的に判断して決定し、令和10年4月の供用開始に向けて整備中。
- ▶ 「最終処分場」
うめ〜るセンター美加登の埋立計画期間が令和17年度で終了することから、その後の最終処分場のあり方や基本構想の検討について着手。
建設地については、用地確保や周辺環境への配慮、廃止後の跡地利用なども考慮しながら検討を進めている。